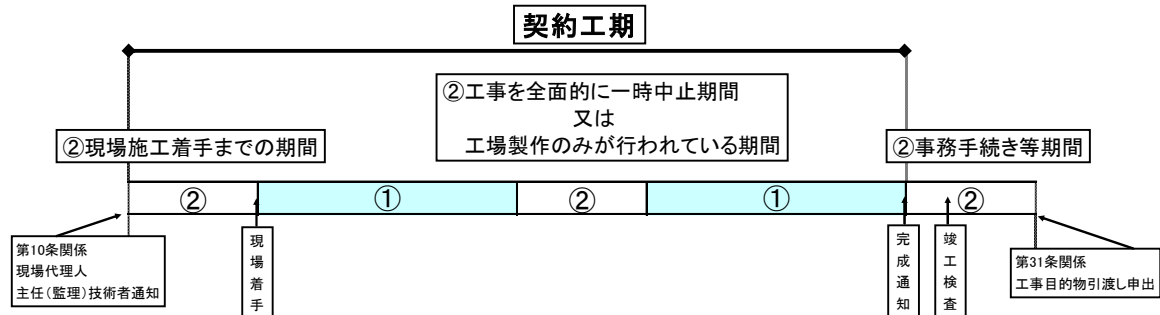


主任（監理）技術者・現場代理人の設置及び専任・常駐の例

1. 請負金額が4,000万円（建築一式の場合8,000万円）以上の工事の場合



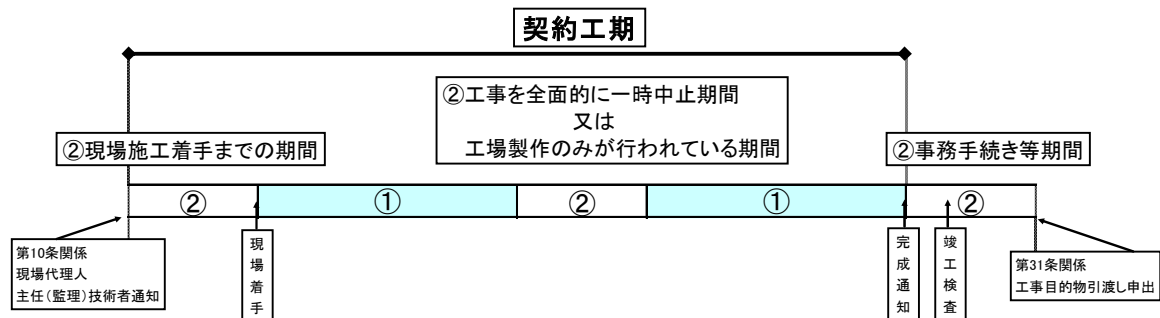
【主任技術者・監理技術者】

- ①の期間・・・主任（監理）技術者の設置が必要。また、現場への専任が必要。
- ②の期間・・・主任（監理）技術者の設置は必要だが、現場へ専任しておく必要はない。
（専任の必要のない工事の主任（監理）技術者になれる。）

【現場代理人】

- ①の期間・・・現場代理人の設置が必要。また、現場への常駐が必要
- ②の期間・・・現場代理人の設置は必要だが、現場へ常駐しておく必要はない。
（専任の必要のない工事の主任（監理）技術者になれる。）

2. 請負金額が4,000万円（建築一式の場合8,000万円）未満の工事の場合



【主任技術者】

- ①・②の期間・・・主任技術者の設置は必要だが、現場へ専任しておく必要はない。
（専任の必要のない工事の主任技術者になれる。）

【現場代理人】

- ①の期間・・・現場代理人の設置が必要。また、現場への常駐が必要
- ②の期間・・・現場代理人の設置は必要だが、現場へ常駐しておく必要はない。
（専任の必要のない工事の主任技術者になれる。）